平成２４年（フ）第９１２号
堺市西区草部1021番地　８棟502号、前住所
堺市西区菱木２丁2115番地12
債務者　竹本　正美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７９号
大阪府松原市天美西３丁目４番21号
債務者　西島　勝子
法定代理人成年後見人　辻野　和一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０３５号
堺市堺区出島町２丁６番２―107号
債務者　蓑田　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０４６号
堺市東区日置荘田中町290番地６
債務者　幸松由美子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５２号
熊本市中央区八王寺町38番８―102号　Ｙコーポ八王寺
債務者　木場田政光
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７７号
熊本市中央区九品寺４丁目11番７―201号　アグレアブル九品寺、前住所さいたま市桜区大字白鍬741番地
債務者　服部　雅実
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７８号
熊本県阿蘇郡西原村大字河原2230番地14
債務者　藤原ハルヨ
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８０号
熊本市中央区坪井６丁目19番７号　セリーヌ坪井101号室
債務者　田口恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
北海道岩見沢市美園４条８丁目１番15号
債務者　島　　寛郎
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１４６号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町71番地11、前住所
北海道虻田郡洞爺湖町泉354番地６
債務者　藤田　保裕
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
福島県会津若松市天神町11番19号、前住所福島県会津若松市東年貢１丁目９番83号
債務者　岩崎　正春
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅４―13号
債務者　滋野　典子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５４９号
神奈川県小田原市蓮正寺298番地の１　蛍田マンション406号
債務者　多賀谷美代子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５０号
神奈川県伊勢原市下糟屋2208番地の23
債務者　河野　　久
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５１号
神奈川県伊勢原市下糟屋2208番地の23
債務者　河野　京子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６５号
神奈川県中郡二宮町山西312番地の２
債務者　坂野　敏文
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４１号
新潟市中央区南長潟２番19号　マキハウスＡ―７
債務者　井佐　　賢
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部